

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」 の効果と課題

前川洋平*・宮林茂幸*・関岡東生*

(平成 25 年 2 月 21 日受付/平成 25 年 6 月 7 日受理)

要約：1974 年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）」が通商産業省（当時）の主導で制定・施行された。同法は、産地形成の促進を通じて伝統的工芸品に関する産業の振興を図ることを目的とする法律である。同法に基づき、伝統的工芸品として指定されるには、第 2 条に規定される要件に適合することが要件となる（2012 年現在、伝統的工芸品には 212 品目、217 産地が指定）。1974 年の法律施行以来、10 年間は指定品目が相次いだり、この間も企業数・従事者数はともに減少を続けており、同法の当該産業の衰退を抑制する効果は不十分なものであることが確認されたこととなる。伝産法が、その効果を発揮し、伝統的工芸品産業の振興に寄与するためには、伝統的工芸品産業振興の社会的有意性をこれまで以上に明確にし、その上で同法の柔軟な運用をはかる必要がある。具体的には、①伝統的工芸品産業としての指定要件の見直し、②「文化財保護法」との視点や理念の歩み寄り、③生産段階のみならず流通・消費段階をも視野に入れた法改正、等が当面の課題として挙げられる。

キーワード：伝統的工芸品産業の振興に関する法律、伝統的工芸品

1. はじめに

わが国では、地域の森林資源の有効かつ持続的な活用のために、育林・伐出・加工等の各段階において様々な知恵や技術が育まれ、それらは伝統的工芸品としてそれぞれの地域に受け継がれてきた。そして、そうした知恵や技術は伝統的工芸品産業のみならず、多種多様な産業と技術者を生み出す源泉としても機能してきた。

ところが、現代社会においては、こうした伝統的工芸品産業の多くが衰退傾向にある。

循環型社会をめざす今日のわが国においては、木材利用について新たな理念と手法の構築が求められているが、そのためには、わが国が近代化を進める過程で蔑ろにされてきた伝統的な木材の利用や加工に関する知恵や技術を再認識し、今後の森林管理や木材生産、利用の方向性を定めるヒントとすることが有効であろう。

今日のわが国では、柱材を主軸とする建築用材の生産を中心とする少品目生産型の林業が大勢を占めるが、かつてわが国の林業は、極めて多彩な生産品を誇る多品目生産型のものであった。これらは、とりもなおさず、多様な原料を要求し、多様な技術を必要とした。

こうした林業（＝木材利用）の多様性は、特定の生産品の衰退に際しても、総体としての林業を盤石なものとする、いわば保険として機能してきたし、新たな木材利用の方途を見いだす基盤としても機能してきたといえよう。

筆者らは、こうしたことに、伝統的木工産業および技術

を継続的に伝承し、そこから学ぶことの意義、あるいは根柢を見いだすことができると考えている。

さて、こうした技術伝承を実現するためには、個別の経営体の経営の安定性と採算性を担保し、それによって従事者の生活の安定を確保することが必要となるが、そのためにも、個々の経営を見つめることや、それらに対する社会的な支援のあり方について検討することが必要となる。

筆者らは、これまでに、長野県木曾郡におけるへぎ板生産に着目し、個別の経営体の歴史と現状の把握に努めてきた¹⁾。その過程で、伝承を支援する法的支援の拡充が必要であるという結論を得たが、公的支援を受けることができず、後継者確保、原木確保、流通の脆弱性等々の諸問題を解決することが困難であることが現下の問題として明らかになってきた。

そこで本研究では、支援のための法整備の現状について着目することとした。

具体的には、1974 年に制定された「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）」に着目し、当該法が伝統的工芸品産業の振興に果たしてきた機能について検討することとした。

なお、本研究においては、伝統的木工産業のみならず、伝産法がその範疇とする全産業を対象に研究・考察を行った。

* 東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科

2. 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の概要

(1) 伝産法の目的

伝産法は1974年に当時の通商産業省（現在の経済産業省）が主導し制定・施行された法律である。

一般に、いわゆる高度経済成長期は、1954年に始まり、1973年のオイルショックを直截的な契機として終焉したとされるが、同法はまさに、わが国が経済成長の度合いを緩めることを余儀なくされた時期に制定された法律である。自然環境の破壊、第一次産業部門の弱体化、都市への人口集中による都市病理現象と呼ばれる諸問題の発生等、多様で深刻な代償を払うことでなした急速な経済成長への反省が社会に噴出した社会情勢の中で、伝統的な技術や原材料を用いた諸産業についても見直す気運が高まり、その成果として制定をみた法律であるといえよう。

同法ではその目的として、「一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資する²⁾」ことが掲げられている。

すなわち、一定の地域において産地形成を促すことによって、伝統的工芸品産業の振興を図るという基本姿勢を有する法律であることを確認することができる。

(2) 伝産法の基本方針

また、伝産法の基本的な方針として、第3条には次の6項目が定められている。

- ①伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向
- ②従事者の後継者の確保及び育成に関する事項
- ③伝統的な技術又は技法の継承及び改善に関する事項
- ④伝統的工芸品の需要の開拓に関する事項
- ⑤伝統的工芸品又は伝統的な技術若しくは技法を活用した新商品の開発及び製造に関する事項
- ⑥その他伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項

そして、これら6項目の具体的実行主体として、第23条に、「伝統的工芸品産業振興協会」という文言を用いた一般社団法人または一般財団法人を設立することも明示され、法人の活動内容は次の10項目が示されている。

- ①伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと
- ②展示会の開催その他需要の開拓を行うこと
- ③会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと
- ④振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと
- ⑤伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと

⑥伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと

⑦伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと

⑧伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと

⑨活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと

⑩その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと
上記を根拠に1975年に財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下、伝産協会）が設立されている。

(3) 伝統的工芸品の指定基準

次に、伝産法を法的根拠とする補助対象の指定要件について概観したい。

伝統的工芸品として経済産業大臣による指定を受けるための基準については、第2条に明記される。具体的には、以下の5要件である。

- ①主として日常生活の用に供されるもの
- ②製造過程の主要部分が手工的であること
- ③伝統的な技術又は技法により製造されること
- ④伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料であること
- ⑤一定の地域において産地を形成していること

これらの指定基準の中でも、①日常生活の用に供されるもの、②長年にわたり生産が継続されていること、③一定の地域において産地を形成していること、の3点を同法の特徴として捉えることができる。

(4) 伝産法に基づく振興の手続き

ここでは、伝産法に基づいて為される伝統的工芸品産業の振興の手続きについて整理・検討したい（図1）。

主務大臣である経済産業大臣は産業構造審議会³⁾の意見をもとに4つの項目について決定権を有している。

産地における従事者等は、伝産協会からの指導や助言・情報提供を受けながら、指定申出書や各種計画の作成や補助事業の申請などを都道府県知事に行うことになっている。

これを受け、都道府県知事は申出書や各種計画を受理すると、意見書を付して経済産業大臣へ進達することとされ、さらに、都道府県知事からの進達をもとに、経済産業大臣は交付の可否を審議して補助金交付を実行する。

一方で、産地製造従事者等が作成する計画については表1のように5つの計画が存在する。

これらの計画を申請することで、事業費の一部、補助率は1/2等が、補助されることとなる。

一方で、伝統的工芸品産業振興補助金の給付実績を表す計画承認数についてみると、計画承認数は少なく、低調な結果となっていることがわかる。

(5) 小括

これまでみてきたように、伝産法は産地支援のための補助金交付の根拠法である。

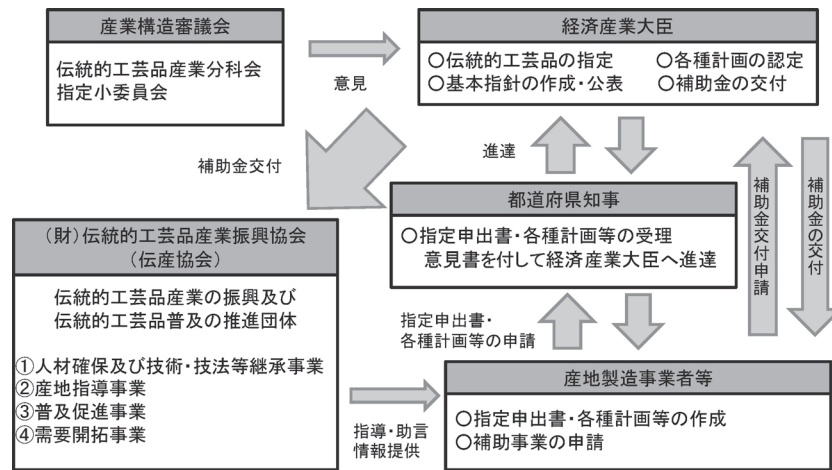


図 1 伝産法に基づく振興の手続き

資料：2011年伝統的工芸品産業分科会資料に加筆修正し作成

表 1 産地製造従事者等が作成する計画および計画承認数

No.	計画名	計画内容	計画承認数
1	振興計画	製造協同組合等による後継者の確保、従事者研修、技術の継承・改善、原材料の確保、作業環境の改善、事業の共同化計画、品質の表示等産地の振興事業	85
2	共同振興計画	製造協同組合等と販売協同組合等による需要の開拓、製品の共同販売、消費者への情報の提供からなる共同需要開拓事業	2
3	活性化計画	伝産事業者またはそのグループによる需要の開拓、新商品の開発、従事者研修、伝統的工芸品産業の活性化に資する事業	23
4	連携活性化計画	伝産事業者またはそのグループ、製造協同組合等による他の伝統的工芸品産地とともに需要の開拓、新商品の開発、事業の共同化等に取り組む事業	12
5	支援計画	伝産の支援事業を実施する者による後継者の確保・育成、消費者との交流促進、その他の支援事業（産地プロデューサー事業）	20

注：活性化計画、連携活性化計画、支援計画は2005年までの累計承認数

資料：2005年伝統的工芸品産業分科会資料より作成

補助金給付を受けるためには組合を結成していることが条件となっている⁴⁾。

つまり、単独の事業者や諸事情により組合等を結成できない場合については補助金交付を受けることができず、多くの伝統的工芸品産業は交付対象から除外されることとなる。

さらに補助金給付のポイントは一つ目に、長年にわたり（おおむね100年以上）生産が継続されていること、二つ目に産地を形成していること、三つ目に振興計画を立案することとされている。しかしながら伝統的工芸品産業には、①生産の継続実績が100年に満たないものも多いこと、②個別経営あるいはそれに類する経営が多く産地形成は成されていないケースが多いこと、③計画策定作業の複雑さやそれがもたらす生産活動への悪影響等への危惧等も補助金公布に際する障壁となっている。

さらに、これらが充足された場合においても、産地に対する補助金による支援については、①既存の組合やグループに計画策定の能力や条件が備わっているのかということ、②策定された計画に基づいて実行される振興策が現状に則したものになり得るのかということ、③持続的な生産活動に対して振興策の存在が逆に障壁となる危険性はない

のかということ、等が懸念材料として浮上してくる。

3. 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の効果

これまで、伝産法の概要およびそれに基づく振興の手続きについて概観してきたが、本章では、伝産法による補助金の給付実績からその効果を検討することとしたい。

(1) 都道府県別の伝統的工芸品の指定状況

表2は、2012年7月現在の都道府県別にみた伝統的工芸品の指定状況である。

伝統的工芸品は、北海道を除く全国46都府県において、217品目が指定されている。

指定品目は京都府で17品目、新潟県で16品目、沖縄県で14品目と上位になっている。一方で、北海道では指定品目が0となっている等、地域差も確認された。

(2) 品目別の伝統的工芸品の指定状況

表3は2012年7月現在の品目別の伝統的工芸品の指定状況である。

織物が最も多く、34品目、全体の16.0%を占め、陶磁器、

表 2 都道府県別の伝統的工芸品指定状況

都道府県名	数	都道府県名	数	都道府県名	数	都道府県名	数
北海道	0	東京	13	滋賀	3	香川	2
青森	1	神奈川	3	京都	17	愛媛	2
岩手	4	新潟	16	大阪	7	高知	2
宮城	3	山梨	3	兵庫	6	福岡	7
秋田	4	長野	7	奈良	2	佐賀	2
山形	5	静岡	3	和歌山	2	長崎	2
福島	4	富山	5	鳥取	3	熊本	3
茨城	3	石川	10	島根	4	大分	1
栃木	2	岐阜	5	岡山	2	宮崎	2
群馬	2	愛知	12	広島	5	鹿児島	3
埼玉	3	三重	5	山口	3	沖縄	14
千葉	1	福井	6	徳島	3	合計	217

資料：伝統工芸青山スクエア，地域別一覧，<<http://kougeihin.jp/crafts/introduction/prefectures>>
(最終アクセス 2012 年 10 月 16 日)より作成

表 3 品目別の伝統的工芸品指定状況

品目種	品目数	構成率
織物	34	16.0%
染色品	11	5.2%
その他繊維製品	4	1.9%
陶磁器	31	14.6%
漆器	23	10.8%
木工品	21	9.9%
竹工品	7	3.3%
金工品	14	6.6%
仏壇・仏具	16	7.5%
和紙	9	4.2%
文具	9	4.2%
石工品・貴石細工	6	2.8%
人形	8	3.8%
その他工芸品	16	7.5%
工芸用具・材料	3	1.4%
合計	212	100.0%

資料：伝統工芸青山スクエア，業種別一覧，
<<http://kougeihin.jp/crafts/introduction/categories>>
(最終アクセス 2012 年 10 月 30 日)より作成

漆器が次いで多くみられる。

特に、木工品・竹工品についてみると、それぞれ木工品が 21 品目 (9.9%)、竹工品が 7 品目 (3.3%) と僅少な値を示している。

(3) 伝統的工芸品産業の動向

図 2 は、伝産法施行後の伝統的工芸品について、総生産額・企業数・従事者数・指定品目数の推移についてまとめたものである。

指定品目数に注目すると、1974 年の法律施行から 10 年間は指定が相次いだが、生産額は 1984 年をピークに、企業数と従事者数についても 1979 年をピークに減少傾向にあり伝統的工芸品産業の衰退傾向に歯止めをかけるには至っていないことが示されている。

(4) 伝統的工芸品産業の評価

一方で、伝産法の第二次改正 (2001 年) の際の、伝統的工芸品産業審議会⁵⁾による答申は、次の 5 点に言及している。

- ①生活用品についてゆとりと豊かさをもたらすような質の高い製品が求められていること
- ②地域独自の文化を見直そうとする風潮があること

③「ものづくり」に対する再評価、「職人」への良いイメージの高まりがみられること

④「和のもの」のブームと和風の生活様式への関心の高まりが見られること

⑤伝統的工芸品は本来自然との共生を特質としており、その意味で循環型経済社会の趣旨を体現する産業と見直されていること

以上のことが「伝統的工芸品産業をめぐる明るい兆し」として表現された答申に盛り込まれているが、図 4 に示される伝統的工芸品産業の衰退傾向との関連や評価、位置付けについては明確ではない。また、伝統的工芸品産業が衰退傾向を示す構造的な要因として、同審議会は外的要因と内的要因の 2 つを挙げている。

外的要因には、次の 4 項目が挙げられている。

- ①国民生活、生活空間の変化
- ②生活用品に対する国民の意識が変化
- ③大量生産による良質で安価な生活用品の供給
- ④輸入品の台頭

また、内的要因には、次の 3 項目が挙げられている。

- ①生活者のニーズに適合した商品開発の遅れ
- ②新しい流通経路の開拓の遅れ
- ③知名度や情報提供不足

これらについて米光は「外的要因を整理すると、産業の内的な問題になる」として、結果的にこれら構造的な変化による課題を解決するためには、内的問題を解決すべきと指摘している⁶⁾。

米光は、産業の自助努力のみならず、国民も伝統的工芸品産業の価値を認めるのであれば、個々の消費者が意識改革を行う必要があるということ、公的支援策として、作り手の活動に対する補助金よりも、消費者を支援する取り組みに変化する必要があると指摘している⁷⁾。

また、産業振興の視点について下平尾は、地場産業の一つとして伝統的工芸品産業を捉えながら振興策を探るべきと指摘している⁸⁾。

また、文化的側面において権は、生活文化として取り組むことや、文化の継承やアイデンティティの形成へつなぐこと、これらをまとめ、伝統的工芸品は産業の面とともに文化的な面からも捉えるべきであると指摘している⁹⁾。

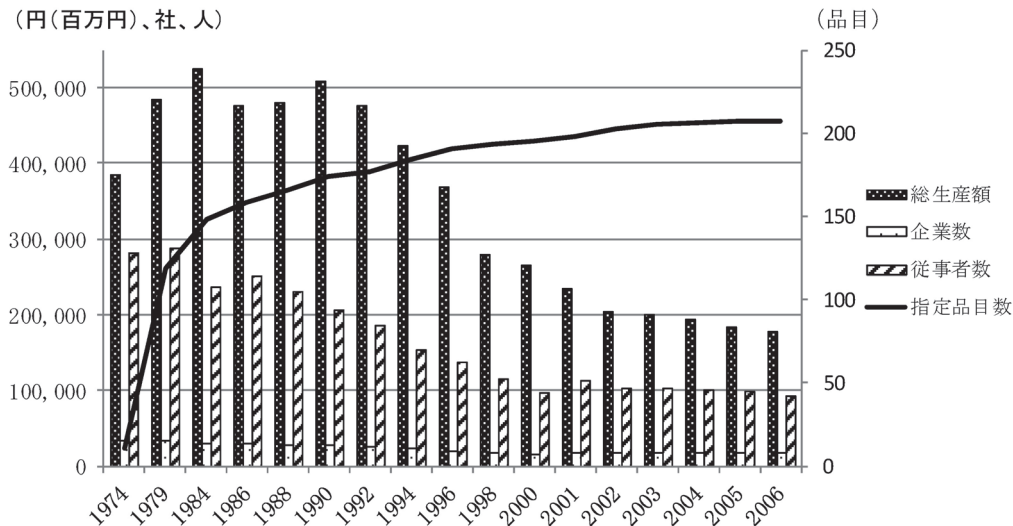


図2 伝統的工芸品産業の動向

資料：伝統工芸青山スクエア、指定順一覧、〈<http://kougeihin.jp/crafts/introduction/categories>〉(最終アクセス 2012年10月24日)に加え、各年の伝統的工芸品産業分科会資料より加筆修正し作成

これらの諸指摘からは、伝統的工芸品産業は産業内部ばかりではなく、外部にも課題を抱えていることが示唆されている。さらに、産業振興を図る上では産業単独での振興は不可能であり、いかに伝統的工芸品産業を現代社会に位置付けるかの検討が必要といえよう。

つまり、伝統的工芸品産業を支援するためには、消費者の理解を醸成すること、文化的側面を重視すること、伝統的工芸品を地場産業の一つとして捉えることが重要であるといえよう。

4. 伝産法による伝統的工芸品産業の支援の効果と課題

本章では、伝産法による伝統的工芸品産業を対象とする支援の効果と課題について整理と若干の考察を行い本稿のまとめとしたい。

(1) 伝統的工芸品産業の指定要件

伝産法により伝統的工芸品に指定されるには、第1章でふれた指定要件に適合することが必須となるが、この要件にこそ問題があると考えられる。具体的には、次の3点が挙げられる。

- ①第1項目に規定される「日常生活の用に供されるもの」について、かつては日用品であったものが、現在では美術品に位置付けられるなど、製品特性、あるいは市場ニーズに変化が生じた生産品についての取り扱いはどうなるのかということ
- ②第3項目および第4項目に規定される「伝統的な技法や原材料」について、おおむね100年以上と示されているが、100年以上とする根拠と有効性が不明瞭であるということ
- ③第5項目に規定される「一定の地域において産地を形成している」について、現代の産業構造や物流構造において、果たして特定の地域において産地を形成しなければ

ならない意味とは何なのか等が考えられる。

そして、これら指定要件のいずれか、もしくは複数の基準を満たすことが不可能な場合、伝統的工芸品に指定されないということになる。もちろん、公的財源に基づく補助金交付に際して一定の要件が設けられることは必要には違いないが、伝統的工芸品産業の現状にそぐわない要件設定は本法の理念と矛盾するものであり、指定要件の見直しが検討されるべきであろう。

(2) 文化財保護法との連携

一方で、伝統的工芸品を支援するための法律については、文部科学省所管の「文化財保護法¹⁰⁾」との関連も考慮しなければならない。文化財保護法も伝統的な技術や技法を伝承していく視点を有する法制度といえるが、当然のことながら伝産法とは視点や理念を異にしている。文化財保護法は伝統技法の継承を目的としており、現状では、美術品に代表されるような希少性や芸術性を誇り、ブランドを形成するような非日用品が指定対象とされるが、一方、伝産法は産業振興の視点を有し、日常生活の用に供される生産品の生産が対象とされ、生産過程における一部機械工程や原材料転換も認めており、技術伝承においては寛容な姿勢を示している点等に相違がみられる。

既に言及したように、伝統的工芸品の製品特性も変化しつつある現状下における伝統技術の継承には、伝産法と文化財保護法の双方の性質を兼ね備えた法的支援体制の整備や流動的な適用が必要であり、これら2つの法律の、視点や理念について双方の歩み寄りが必要といえる。

(3) 今後の伝産法の課題

今後の伝産法の課題として、次の5点が考えられる。一つ目に、伝統的工芸品を支援する法制度として、今後

も需要の拡大や後継者の育成・確保による産業振興を現行以上に伝産法の中に重要項目として位置づけることが必要であろう。

そのための二つ目として、荒木が指摘¹¹⁾するように、フロント・ランナー的な指導者の存在が必要となる。その点においては、伝産法による支援の一つとして、既に「産地プロデューサーシステム¹²⁾」が導入されており、産地プロデューサーによる生産者や消費者を繋ぐ仕組みや商品開発等の取り組みが実施されている。これについては機能しているのか否か、個別事例単位に現状を把握していく必要がある。

三つ目に、前述のとおり、現在では日用品として使われなくなった生産品についても認定するなどの指定基準の緩和が求められると考えられるが、各伝統的工芸品産業の個別事例単位の現状と歴史的展開過程を把握し、今後に備える必要がある。

四つ目に、既述のように、伝産法と文化財保護法の視点や理念の歩み寄りの可能性についての検討、あるいは法改正の検討が必要である。

五つ目に、これらの諸課題を解決するためには、今後は生産者と消費者をつなぎ、消費者ニーズや生産者情報をつなぎ新たな役割、セクターが必要であり、伝産法による、こうした中間セクターを含めた支援策の構築の可能性の検討が必要といえよう。

5. おわりに

本稿では、伝統的工芸品産業の振興および継続に資することを目的として、伝産法に注目し法制度の現状について整理し、若干の考察を行った。しかしながら、伝統工芸品産業について、本稿ではふれていない多くの点についても検証・考察を行い、総合的・多角的な検討を進めることが必要である。

具体的には、以下の諸点を今後の研究課題としてあげることができる。

- ①個別の生産品や従事者について、その量的・質的なデータ収集を行うこと
- ②伝統的工芸品産業について産地化が果たして有効であるのか、あるいは可能であるのかという点について実証的に考察を行うこと
- ③伝産法に関連して、各地方公共団体レベルでの条例が制定されているが、その対象や内容は極めて多様であり、各地方公共団体の条例制定状況について整理すること
- ④さらに、これらを総括した法制度や公的組織による支援体制のあり方について検討すること

⑤伝統的工芸品産業が現代社会においてどのように位置づけられ、如何なる振興策を講じていくことが肝要であるのかといった諸点についての検討すること

また、上記を検討するためには、伝統的工芸品産業の浮沈とわが国の経済の盛衰とが如何なる相関を示すものであるのか、そして、農林水産物価格の変動や、それに直結する農林水産物の盛衰との関連等についてもさらなる検討が求められよう。

産業が発展するためには、生産される商品の生産拡大や商品の高級化、ブランド化等が一般に必要な要件とされるが、伝統的工芸品についてもこれらが必要条件として存在するものであるか否かについても検討を要する点であろう。

注および引用文献

- 1) 前川洋平・宮林茂幸 (2010) へぎ板生産における技術伝承の課題, 関東森林研究第61号, pp25-28.
- 2) 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第1条
- 3) 経済産業省が所管する審議会の一つ。現行の同審議会は、経済産業省設置法に基づき、中央省庁再編にともなって2001年に設置。産業構造の改善に関する重要事項その他の民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する重要事項を調査審議すること等を目的とする。
- 4) 2001年の第二次改正によりグループでも給付を受けることが可能となっている。
- 5) 2000年7月19日に通商産業大臣から「21世紀の伝統的工芸品産業施策のあり方」についての諮問を受け、検討するために組織された審議会。
- 6) 米光 靖 (2006) 伝統的工芸品産業の振興についての考察：有田焼, 博多織, 京都の伝統的工芸品産業全般を事例として, 経済学研究 73, (1), pp51-74.
- 7) 米光 靖 (2006) 伝統的工芸品産業の振興についての考察：有田焼, 博多織, 京都の伝統的工芸品産業全般を事例として, 経済学研究 73, (1), pp51-74.
- 8) 下平尾勲 (1996) 地場産業—地域からみた戦後日本経済分析—, 新評論, p344.
- 9) 権 修珍 (2003) 沖縄県伝統的工芸品の現状に関する考察, 政策科学 11, (1), pp73-86.
- 10) 文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とする法律。1950年制定。文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。重要文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区の制定等を規程。
- 11) 荒木國臣 (2001) 転換期の地場産業—情報化戦略の挫折と展望—, MBC21名古屋支局・サンレム出版, p143.
- 12) 伝統的工芸品の清算または流通等に然るべき知見、能力を有する人が産地全体のプロデューサーとして、当該産地においてプロデュースする事業の企画、製作、販売等の諸活動全般にわたり責任をもって総合的に取り組むこと。

Effects and Problems of the ‘Law for the Promotion of Traditional Crafts Industries’

By

Youhei MAEKAWA*, Shigeyuki MIYABAYASHI* and Haruo SEKIOKA*

(Received February 21, 2013/Accepted June 7, 2013)

Summary : In 1974, the ‘Law for the Promotion of Traditional Crafts Industries’ was promulgated and enforced mainly by the Ministry of International Trade and Industry ; currently the Ministry of Economy, Trade and Industry. This law aims at the creation of production centers and the promotion of crafts industries in particular regions.

According to this law, to conform a product to the five prerequisites under Article 2, is necessary to be designated as a traditional craft. As of 2012, 212 traditional crafts and 217 product centers are listed. Even though the number of designated products has increased since this law came into effect in 1974, output and the number of enterprises and employees have tended to be reduced ; as a result, traditional crafts industries have been declining. Therefore, it was recognized that this law isn’t having sufficient effect in supporting industries.

First, it is necessary to define clearly the social significance of promoting traditional crafts industries in order to implement the law flexibly. Specifically, we would like to raise the present problems, which are 1) to review prerequisites to be designated as traditional crafts industries, 2) to compromise on the difference in the viewpoint and the principle of the ‘Law for the Protection of Cultural Properties’, 3) to amend this law in view of not only the production phase but also the distribution and consumption phases.

Key words : Law for the Promotion of Traditional Crafts Industries, traditional crafts

* Department of Forest Science, Faculty of Regional Environmental Science, Tokyo University of Agriculture